

熊本市環境保護地区の樹木等に係る損害賠償保険要綱

制定 平成 19 年 3 月 14 日環境保全局長決裁

改正 平成 26 年 4 月 1 日環境局長決裁

(目的)

第 1 条 この要綱は、環境保護地区の樹木等の所有者等（以下「所有者等」という。）が環境保護地区の樹木等の管理上、不測の事故により第三者の生命、身体又は財物等に損害を与え、所有者等が法律上の損害賠償責任を負った場合に、熊本市環境保護地区の樹木等に係る損害賠償保険（以下「樹木損害賠償保険」という。）をもってこれを補償することにより、所有者等が行う保全活動が円滑に行われることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境保護地区 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第 18 号）第 3 条に基づき指定する環境保護地区をいう。
- (2) 保存樹木 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 13 条に基づき指定する保存樹木をいう。
- (3) 保存樹林 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第 13 条に基づき指定する保存樹林をいう。
- (4) 環境保護地区の樹木等 環境保護地区の樹木、保存樹木及び保存樹林の樹木をいう。
- (5) 所有者等 所有者、管理者又はその他の権限を有するものをいう。

(加入対象)

第 3 条 樹木損害賠償保険の加入対象は、次に掲げるものとする。

- (1) 環境保護地区の所有者等
- (2) 保存樹木の所有者等
- (3) 保存樹林の所有者等

(契約)

第 4 条 樹木損害賠償保険は、第 3 条に掲げる所有者等を被保険者として、市長が損害保険会社（以下「保険会社」という。）と契約を締結することにより効力を生じる。

(保険期間)

第 5 条 樹木損害賠償保険の保険期間は、毎年保険加入日の午後 4 時に始まり、翌年同日の午後 4 時に終わる。

(保険対象事故)

第 6 条 樹木損害賠償保険の対象となる事故は、所有者等の管理等の瑕疵により、第三者の生命、身体又は財物等に損害を与え、所有者等が被害者から損害賠償を求められ、

法律上の賠償責任（同居の親族に対して負担する損害賠償責任を除く。）を負う損害賠償責任事故とする。

（適用除外）

第7条 前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項に起因して発生した事故については、補償の対象としない。

- (1) 戦争、変乱、暴動等による事故
- (2) 地震、噴火、津波、洪水その他の自然災害による事故
- (3) その他保険約款で定める事故

（補償内容）

第8条 樹木損害賠償保険の補償内容は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 治療費、入院費、通院費、入院諸雑費、休業補償費、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他の損害賠償金
- (2) 損害賠償責任の解決を図るための訴訟、仲裁、和解、調停等に要した費用で保険会社の承諾を得て支出したもの

（補償額）

第9条 樹木損害賠償保険の補償額は、次に掲げる額を限度とする。

- (1) 身体賠償事故（死亡事故を含む。）は、1事故につき5億円
- (2) 財物賠償事故は、1事故につき1億円

（事故報告）

第10条 樹木損害賠償保険の適用を受けようとする所有者等は、事故報告書兼事故証明書（様式第3号）により、その原因となった事故について速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は前項の報告書を受理したときは、速やかにその旨を保険会社に通知するものとする。

（保険金の請求）

第11条 樹木損害賠償保険による保険金の請求は、所有者等が被害者との間で法律上の問題が解決した後、所有者等が保険会社に対して行うものとする。

（保険金の支払い）

第12条 保険会社は、保険金を支払うときは、所有者等が開設している取引金融機関の口座に振り込むものとし、所有者等に対して支払通知書を送付するとともに、市長に対しても当該通知書を送付するものとする。

（その他）

第13条 この要綱に規定するもののほか、樹木損害賠償保険に関し必要な事項は、この要綱に基づき契約する保険会社の保険約款の規定によるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
(環境保護地区等の樹木等に係る損害賠償保険料補助金交付要綱の廃止)
- 2 環境保護地区等の樹木等に係る損害賠償保険料補助金交付要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。